

意見書案第 15 号

高齢者の消費者被害を防止・救済する実効的な法制度の実現を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

中島 まさひろ

打越 基安

山口 剛司

三角 公仁隆

田中 しんすけ

橋田 和義

飯盛 利康

とみなが 正博

倉元 達朗

落石 俊則

阿部 真之助

楠 正信

森 あや子

中山 郁美

田中 丈太郎

高齢者の消費者被害を防止・救済する実効的な法制度の実現を求める意見書

昨今、加齢や認知症等の影響により判断力が低下した高齢者を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘販売によって、高齢者が不本意な契約を締結してしまうトラブルが増加しています。

こうした悪質な行為によって高齢者の生活の平穏が害されることを未然に防止するため、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）を改正し、悪質な勧誘については、これを拒否する意思表示をできる制度を導入することが必要です。

また、高齢者が判断力の低下につけ込まれて契約を締結してしまった場合や、執拗な勧誘や粗野・乱暴な言動を恐れて契約を締結してしまった場合などは、現在の法制度では救済が困難であるのが実情です。社会の高齢化がますます進行する中、消費者の判断力や知識・経験の不足など、合理的な判断を行うことができない事情を利用して締結させられてしまった契約を取り消すことができる規定の導入や、事業者の執拗な勧誘や粗野・乱暴な言動により締結してしまった契約を取り消すための要件及び取消権の行使期間の拡大、無効となる不当な契約条項の明確化など、消費者契約法の改正が必要です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、特定商取引法及び消費者契約法を改正して、高齢者の消費者被害を防止・救済する実効的な法制度を実現されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 宛て

議 長 名